

農業委員会費補助金（継続）

【平成19年度概算決定額：83,090（129,258）千円】

対策のポイント

耕作者の農業経営の安定と、農業生産力の増進を図るという農地法の目的を達成するため、農業委員会が行う農地をめぐる紛争解決等に要する経費を国が負担します。

（国が負担する理由）

農業委員会費補助金の対象とする事務は、農地法の目的を達成するために行われるものであり、専ら国の利害に関係のある事務であることから、その経費を地方財政法第10条の4の規定に基づき国が負担しています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上

<平成17年>

約4割

<農業構造の展望（平成27年）>

7～8割程度

<内容>

1. 農地等の利用関係の調整等

農業委員会が、農地法第43条の2の規定に基づく農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介、並びに要件を欠くおそれのある農業生産法人に対する勧告及びその事務所への立入調査等を行います。

【補助率：10/10】

【事業実施主体：農業委員会】

【事業実施期間：昭和43年度～平成22年度】

【農地調整事務処理事業：44,316（78,014）千円】

2. 標準小作料の設定・改訂

農業委員会が、農地法第23条に基づき、農地の賃貸借にかかる小作料が耕作者の経営の安定を図る水準となるよう、地域の実情に応じて、小作料の標準となるべき額を設定・改訂します。

【補助率：10/10】

【事業実施主体：農業委員会】

【事業実施期間：昭和45年度～平成22年度】

【標準小作料改訂事業：38,774（51,244）千円】

[担当課：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]